

60 指定地方行政機関・指定地方公共機関

1 指定地方行政機関

1	九州管区警察局
2	福岡財務支局
3	九州厚生局
4	九州農政局（福岡支局）
5	九州森林管理局（福岡森林管理署）
6	九州経済産業局
7	九州産業保安監督部
8	九州運輸局（福岡運輸支局）
9	大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）
10	第七管区海上保安本部
11	福岡管区气象台
12	九州総合通信局
13	福岡労働局
14	九州地方整備局
15	九州防衛局
16	国土地理院九州地方測量部
17	九州地方環境事務所

2 指定地方公共機関

1	西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社
2	福岡国際空港株式会社
3	福岡県トラック協会
4	大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
5	福岡県LPガス協会
6	福岡県医師会
7	福岡県歯科医師会
8	福岡県看護協会
9	福岡県薬剤師会
10	西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社
11	戸畑共同火力株式会社
12	RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社
13	福岡県水難救済会
14	福岡県社会福祉協議会
15	公益社団法人福岡県獣医師会

6 1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を「関門・宇部海域排出油等防除協議会」(以下、「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会とし、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が大量に排出された場合、又は油等の大規模火災が発生した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除対策の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関門港、宇部港及びその周辺海域とは、おおむね周防灘西部、関門港、響灘の海域をいう。
- 二 油又は有害液体物質が大量に排出された場合とは、船舶又は臨海施設等から大量の油又は有害液体物質が海上に流出し、船舶、港湾、沿岸等に著しい被害又は海域に著しい汚染を及ぼす場合をいう。
- 三 油等の大規模火災とは、船舶又は臨海施設等において大規模の油等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及ぶ場合をいう。
- 四 防災対策とは、大量の油等の海上流出又は大規模火災(以下「油等災害」という。)が発生した場合における油等の拡散防止、回収、分散処理等の防除活動又は可能な範囲での消火、延焼防止等の消火活動等、海洋汚染等及び海上災害を防止するための活動(以下「防災活動」という。)を講ずることをいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 一 排出油等の防除に関する自主基準の作成に関すること。
 - (1) 排出油等防除マニュアルの作成
 - (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
 - (3) 排出油等の防除活動の実施の推進
- 二 排出油等の防除技術の調査及び研究に関すること。
- 三 排出油等の防除に関する教育及び訓練に関すること。
- 四 その他、排流出油等の防除等防災活動に関する重要事項の協議に関すること。
- 五 隣接する排出油等防除協議会との調整

(流出油防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、九州北部沿岸海域並びに瀬戸内海西部海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

(構 成)

第6条 協議会は、別表に掲げる機関又は団体の代表者若しくは、その指名する者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員及び所要の委員をおく。

会長	1名
副会長	1名
会計幹事	2名

- 2 会長は、門司海上保安部長をもってあてる。
- 3 副会長及び会計幹事は、会長が委嘱する。
- 4 委員は、会員のうちから機関、業態、地域等を考慮し、協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するものとする。
- 3 会計幹事は、会務の状況及び会計を監査する。
- 4 委員は、その業務を審議し、防災活動を推進する。

(役員の仕事)

第9条 会長を除く役員の仕事は一年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第10条 会議は、総会、臨時総会及び委員会とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長又は会長の指名した者があたる。
- 3 総会は年1回とし、臨時総会及び委員会は必要に応じ開催する。
- 4 会議は、委任状の提出者を含め、会員又は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正及びその他必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第12条 委員会は、会長及び委員をもって構成し、業務計画、会則の改正等総会に付議すべき事項及びその他必要と認める事項を協議決定する。

- 2 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。
- 3 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、学識経験者を招へいすることができる。

(資料の提出)

第13条 会員は、協議会による防災活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

(出 動)

第14条 会長は協議会による防災活動が必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

- 2 前項の求めに応じた会員は、それぞれの立場に応じた人員、器材及び船舶等を現場に派遣又は施設の提供に努めるものとする。

(総合連絡調整本部及び指揮)

第15条 会長は、会員にそれぞれの立場に応じた防除活動を求めた場合、直ちに総合連絡調整本部を設置し、協議会による防災活動の連絡調整を行うものとする。

- 2 防除活動を求められた会員又はこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、防災活動要綱に定める事項について、連絡調整を行うものとする。
- 3 防災活動は、活動する会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(経費の求償)

第16条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。

- 2 会長が必要と認める場合、委員会において前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第17条 防災活動に出動した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令に定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関が行うものとする。

(訓 練)

第18条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(庶 務)

第19条 協議会の庶務は、門司海上保安部警備救難課が担当する。

(細目等の制定)

第20条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第21条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

- 2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

付 則 この会則は、昭和51年10月28日から施行する。

付 則 この会則は、平成7年6月29日から施行する。

付 則 この会則は、平成8年7月24日から施行する。

付 則 この会則は、平成10年6月26日から施行する。

付 則 この会則は、平成19年10月25日から施行する。

付 則 この会則は、平成28年7月25日から施行する。

6 2 福岡地区排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を、福岡地区排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、福岡湾及びその周辺海域において、大量の油・有害液体物質の海上流出事故又は油・有害液体物質等の大規模火災が発生した場合における防災対策について必要な事項を協議し、事故等に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質等による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 この協議会は、大量の流出油・有害液体物質等の事故が発生した場合の油・有害液体物質等の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 福岡湾及びその周辺海域

概ね福岡湾及び宗像市鐘崎から糸島市志摩野北碓石崎に至る福岡県沿岸の海域をいう。

3 大量の油・有害液体物質等の海上流出事故

船舶又は臨海施設等から大量の油・有害液体物質等が海上に流出し、船舶、港湾沿岸等に著しい汚染を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合をいう。

4 油類・有害液体物質等の大規模火災

船舶又は臨海施設等において、大規模の油、液化ガス、有害液体物質等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及び、又は及ぶおそれのある場合をいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の各号の業務を行う。

1 次の各事項からなる防災活動計画の協議に関すること。

イ 情報の収集及び連絡

ロ 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供

ハ 出動機関相互間の通信連絡

ニ 防災活動の推進

ホ その他必要事項

2 防災活動に必要な資器材及び施設の整備に関すること。

3 防災活動の実施の推進に関すること。

4 防災技術の調査研究及び訓練に関すること。

5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の5第3項の海上保安庁長官に対する意見に関すること。

6 その他防災に必要な事項に関すること。

(構 成)

第5条 協議会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。

(会 長)

第6条 協議会に会長1名を置き、福岡海上保安部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、年1回とし、臨時総会は、必要に応じ開催する。

3 会議は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正その他必要と認める事項を協議決定する。

4 会議は、会員2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会長は、必要と認める場合、会議に会員以外の者の出席を求め並びに学識経験者を招へいすることができる。

(幹事会)

第8条 協議会の活動を補佐するため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の所属する機関、団体、企業等（以下「機関等」と言う。）の職員のうちから、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じ、会長が招集する。

4 幹事会は、総会に付すべき事項、業務の実施に関する事項その他必要と認める事項について協議調整する。

（資料の提出）

第9条 会員は、その所属する機関等における防災対策に必要な資料を会長に提出するものとする。

（出動要請）

第10条 会長は、防災活動を必要とする場合、会員の全部若しくは一部に出動を要請することが出来る。

（出動及び指揮）

第11条 前条の要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、資器材、船舶等の派遣若しくは施設の提供に努めるものとする。

2 防災活動は、出動した機関等のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（総合連絡調整本部）

第12条 会長は、防災活動を実施する場合は、直ちに総合連絡調整本部を設け、活動の連絡・調整を行うものとする。

2 前項の総合連絡調整本部が設けられた場合、第10条の出動要請を受けた会員又はこれに代わるべき者は、速やかに総合連絡調整本部に参集するものとする。

（経費の求償）

第13条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。ただし、会長が必要と認めた場合は、協議会において求償事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

（災害補償）

第14条 防災活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病し、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に定めがあるものの外当該被災した者が所属する機関等が当たるものとする。

（訓練）

第15条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

（庶務）

第16条 協議会の庶務は、福岡海上保安部警備救難課が担当する。

（細目等の制定）

第17条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、第7条の会議で承認を得るものとする。

（相互応援協定）

第18条 協議会は、他の排出油等防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

付 則

この会則は、平成11年7月27日から施行する。

平成15年 9月 4日 改正

平成16年 9月 8日 改正

平成20年 2月 8日 改正

平成31年 2月21日 改正

令和3年 1月31日 改正

63 有明海排出油等防除協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「有明海排出油等防除協議会」という。

(目的)

第2条 本会は有明海沿岸海域及びその周辺海域において、大量の油又は有害液体物質（以下油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 本会は、大量の油等の海上排出事故が発生した場合の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として活動する。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除活動に関する連携の推進
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び訓練
- (4) その他の排出油等の防除に関する必要な事項

(事務局)

第4条 本会の事務局は、三池海上保安部警備救難課に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関会員 本会の目的に賛同する国の機関、自治体等
- (2) 企業会員 本会の目的に賛同する企業
- (3) 漁業会員 本会の目的に賛同する漁業活動等に従事する団体

(会費)

第6条 本会の会費は、次の会員から徴収するものとする。

- (1) 企業会員
 - (2) 漁業会員のうち福岡県有明海漁業協業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合
- 2 既納の会費は、返還しないものとする。
- 3 会費は、年会費として2,000円とする。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
執行委員	17名
会計監事	2名

(役員を選出等)

第8条 会長は、三池海上保安部長をもってあてる。

- 2 副会長及び会計監事は、会員の中から互選により選出する。
- 3 執行委員は、会員の中から会長が委嘱する。
- 4 副会長、執行委員及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 執行委員は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営にあたる。
- 4 会計監事は、本会の会計について監査を行い、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員（会長を除く。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員（会長を除く。）に欠員を生じたときは、速やかに選出又は委嘱し、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、事業計画、予算決算、会則の改正その他重要事項を議決する。

(種別及び開催)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎会計年度終了後できるだけ早い時期に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 執行委員が必要と認めたとき。

(招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、できるだけ早い時期に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の15日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第16条 会員は、次条の場合を除き、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、委任状の提出者を含め、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決権の行使を委任することができる。

第5章 執行委員会

(構成)

第18条 執行委員会は、会長、副会長、執行委員及び会計監事をもって構成する。

(権能)

第19条 執行委員会は、次の事項を協議・推進する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 執行委員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 執行委員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 執行委員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、できるだけ早い時期に執行委員会を招集しなければならない。

3 執行委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、通知しなければならない。

(議長)

第22条 執行委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(書面評決)

第23条 執行委員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決権の行使を委任することができる。

(HNS部会)

第24条 本会は、有害液体物質の防除に関する調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する検討並びに助言を行うためのHNS部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は有害液体物の取扱い又は輸送を事業として行う会員で構成する。

3 部会に部会長1名を置く。

- 4 部会長は会長が指名する。
- 5 部会は必要の都度、会長又は部会長が招集する。
- 6 部会長は部会の意見を本会に報告する。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第25条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理及び処分)

第26条 本会の財産は、事務局が管理し、その方法は執行委員会の承認を得るものとする。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、事務局が作成し、毎会計年度開始前に整理し、次の総会において議決を得なければならない。

(暫定予算)

第28条 事務局は、総会における予算成立の日まで、前年度の予算に準じて当該年度の予算を執行することができる。

- 2 前項の収入支弁は、新たに成立した予算の収入支弁とみなす。

(事業報告及び決算)

第29条 事務局は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、通常総会の15日前までに会計幹事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

- 2 会計幹事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して事務局に提出しなければならない。

- 3 事務局は、前2項の書類及び報告書について、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事業活動

(情報提供)

第31条 会長は、大量の油等の排出があったときは、若しくはそのおそれがあるときは、若しくはそのおそれがあるときは、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(出動)

第32条 会長は、海防法の規定により、排出油等の防除措置を講ずべき者がその措置を講じても海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合は、汚染の原因者である施設若しくは船舶の長又は船主あるいはその代理者との連絡を緊密にし、防除依頼の確認が取れた際には、本会会員の全部又は一部に対し、会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

- 2 会長は、原因者が不明の浮流油の処理についても、必要と認めた場合は、本会の活動の一環として防除活動を行うものとし、本会会員の全部又は一部に出動を求めることができる。
- 3 出動を求められた会員は、各会員の立場に応じて、直ちに必要な人員、器材及び船舶等を現場に派遣するとともに、必要な施設の提供に努める。

(総合調整本部及び指揮)

第33条 会長は、会員による排出油等の防除活動が行われる場合は、直ちに三池海上保安部に総合調整本部を設置し、会長が本部長を務める。

- 2 出動の求めに応じ、防除活動を行う会員又はこれに代わる者は、速やかに総合調整本部に参集し、次の事項について、連絡調整を行う。

- (1) 出動会員の連絡及び活動の調整
- (2) 防除資機材等の活用に関する調整
- (3) 防除活動の分担等に関する調整
- (4) 原因者との調整 (防除活動、経費補償等)

- (5) 海上災害防止センターとの調整（防除活動、経費弁償等）
 - (6) 他の災害対策本部等との調整
 - (7) 会場におけるボランティアの活動内容等の調整
- 3 本会の事業を円滑に実施するため、排出油等防除活動マニュアルを別途定める。
- 4 会員は、総合調整本部との連絡を密にし、それぞれの立場に応じて、排出油等の防除、二次災害の防止等の対策を行う。
- 5 会長は、本会による防除活動の必要がなくなると認める場合は、総合調整本部を解散する。
(出動の解除)
- 第34条 会長は、第32条の求めにより派遣された人員、資機材、施設等の必要がなくなったときは、その旨を当該会員に通知する。
(相互応援協定)
- 第35条 本会は、隣接の排出油等防除協議会等と相互応援協定を締結することができる。
2 隣接の排出油等防除協議会等に対し応援する場合又は同協議会等に対し応援を求める場合は、会長が判断、決定して行う。
(経費の負担及び求償事務)
- 第36条 油等の防除措置に要した経費の算出計上及び請求書作成の事務は、それぞれの出動機関が行う。
(災害補償)
- 第37条 排出油等の防除活動に出動した各会員に属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者の属する会員が行う。
(訓練)
- 第38条 会員の油等の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行う。
2 訓練に要した経費等については、原則として各参加機関の自己負担とするが、自己負担が適当でないものについては参加会員で負担する。
(備蓄資機材の保守管理等)
- 第39条 会員は、それぞれ保有する備蓄資機材について保守管理に努めるとともに、災害発生時の動員体制を確立しておく。
2 購入済みの油吸着マット等の資機材の保守管理は、事務局が行うものとする。
(資料の提出)
- 第40条 会員は、毎年1回（3月末現在）事務局へ別添「流出油防除資機材保有量等調査表」を提出し、会長は提出された資料に基づき必要な事項を会員に周知する。
(排出油等防除計画に係る意見の提出)
- 第41条 本会は、海防法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、有明海沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるることができる。

附 則

この会則は、平成9年11月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年3月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月25日から施行する。

6 4 福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱

(目 的)

第1条 福岡県内で大規模災害が発生した場合において、県、北九州市、福岡市及び自衛隊が相互に緊密に連携し、自衛隊の災害派遣活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ 必要な事項を協議するため、福岡県大規模災害対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は次のとおりとする。

- 1 自衛隊の災害派遣活動内容に関すること。
- 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- 3 災害に関する情報連絡に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 その他、自衛隊の災害派遣を円滑に実施するための必要な事項

(委 員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

(議 長)

第4条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、協議会の議事を整理し、協議会の事務を総括する。
- 3 議長は、委員のうちから互選する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の定例会は、原則として年1回これを開催する。

- 2 議長は、各委員の要請により臨時の協議会を開催することができる。

(幹 事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補助する。

(幹事会の開催)

第7条 幹事により、幹事会を構成する。

- 2 幹事会の定例会は、原則として年2回これを開催する。
- 3 幹事の要請により、臨時の幹事会を開催することができる。

(協議会及び幹事会における関係者の出席)

第8条 協議会及び幹事会の開催に際しては、協議事項の内容に応じ、委員及び幹事のほか、必要な関係者の出席を要請することができるものとする。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、福岡県総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別途協議して定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月29日から施行する。

別表1

委 員
陸上自衛隊第4師団司令部第3部長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部長
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部長
福岡県総務部長
北九州市消防局防災対策部長
福岡市市民局長

別表2

幹 事
陸上自衛隊第4師団司令部第3部防衛班長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室防衛主任
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課運用2班長
福岡県総務部消防防災課長
北九州市消防局防災対策部防災課長
福岡市市民局市民部課長 (防災に関する総合調整担当)

6 5 福岡県災害対策本部条例

昭和37年10月25日
福岡県条例第61号
改正平成24年12月28日
福岡県条例第73号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、福岡県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 6 福岡県災害対策本部規程

(平成4年10月23日)

(福岡県災害対策本部規程第1号)

改正 平成 6年 4月27日
平成 8年 7月15日
平成10年 1月14日
平成10年 9月 7日
平成12年 2月23日
平成13年 3月 9日
平成14年 4月12日
平成14年10月30日
平成15年 3月 5日
平成16年11月10日
平成19年 6月22日
平成20年 7月 7日
平成22年 6月 2日
平成25年 8月 6日
平成26年 7月25日
平成27年11月 6日
平成28年 4月19日
平成29年 4月14日
平成30年 4月13日
令和 元年12月 6日
令和 2年 3月31日
令和 3年 3月31日
令和 4年 3月31日
令和 5年 3月31日
令和 6年 3月31日

(趣旨)

第一条 この規程は、福岡県災害対策本部条例（昭和三十七年福岡県条例第六十一号）第五条の規定に基づき、福岡県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第二条 本部は、福岡県庁内に置く。ただし、福岡県庁が被災により使用できないときは、福岡県地域防災計画の定めるところにより、次の順位により他の県の庁舎内に本部を置くものとする。

一 福岡県吉塚合同庁舎

二 福岡県福岡西総合庁舎

三 福岡県八幡総合庁舎

(副本部長及び本部員)

第三条 福岡県災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、各部の部長（福岡県水防計画に基づき水防本部が設置された場合における水防本部の水防長を含む。）、会計管理局长、企業管理者、教育長、警察本部長及び総務部防災危機管理局长をもって充てる。

(本部会議及び総合指令部の設置)

第四条 本部に本部会議及び総合指令部を置く。

(本部会議)

第五条 本部会議は、災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本的事項について協議決定する。

2 本部会議は、福岡県災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

(総合指令部)

第六条 総合指令部は、本部長が主宰して重要な災害応急対策のうち緊急に処理すべき個別的事項について迅速に意思決定し、本部員又は第八条第四項の規定に定める総合指令部付各班に対処措置を指示する。

2 総合指令部は、本部長、副本部長、総務部長及び総務部防災危機管理局长をもって構成する。

(本部組織)

第七条 本部に次に掲げる部を置く。

一 総務部

二 企画・地域振興部

- 三 人づくり・県民生活部
- 四 保健医療介護部
- 五 福祉労働部
- 六 環境部
- 七 商工部
- 八 農林水産部
- 九 県土整備部
- 十 建築都市部
- 十一 会計管理部
- 十二 企業部
- 十三 教育部
- 十四 公安部

- 2 部に副部長を置き、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長及び副部長は、それぞれ別表第一の当該欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部に別表第二に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。
- 5 班に班長及び班員を置き、班長には、別表第二に掲げる課（室）長を充て、班員には班長の所属する課（室）に勤務する職員をもって充てる。
- 6 班長は部長の命を受けて班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事する。
- 7 公安部の班、班長及び班員については、公安部長が別に定める。

（総合指令部付各班）

第八条 総合指令部に、部付の班として、総括班及び広報班を置く。

- 2 前項に定める各班のほか、災害に機動的に対処するため、総合指令部に緊急初動班、災害対策現地情報連絡班及び災害時緊急派遣チームを置くものとする。
- 3 本部長は、前二項に定める各班のほか、必要があると認めるときは、総合指令部に災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班を置くことができる。
- 4 総務部長は、総括班、広報班、緊急初動班、災害対策情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班（以下

「総合指令部付各班」という。)の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 5 総合指令部付各班に班長及び班員を置き、総括班長及び広報班長には別表第二に掲げる課長を、班員には両班長の所属する課（総括班については、防災危機管理局）に勤務する職員をもって充て、緊急初動班、災害対策情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班の班長及び班員には本部長が指名する職員をもって充てる。
- 6 本部長は、前条第五項及び前項の規定にかかわらず、必要に応じて、総括班の班員に、前項に規定する職員のほか、当該班長の所属する課以外の課に勤務する職員を充てることができる。
- 7 班長は総務部長の命を受けて班務を処理し、班員は班長の命を受けて班務に従事する。

第九条 削除

(部及び班の分掌事務)

- 第十条 部並びに第七条第四項及び第八条第一項から第三項までに定める班の分掌事務は、別表第三に定めるところによる。ただし、公安部の班の分掌事務は、公安部長が別に定める。
- 2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定める部及び班の分掌事務を臨時に変更し、部及び班に新たな事務を所掌させ、又は臨時の部及び班を置くことができる。
 - 3 本部長は、第八条第三項及び前項に定める措置を講じた場合で必要と認めるときは、その旨を各部長に通知するなど、当該事務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。

(現地災害対策本部)

- 第十条の二 福岡県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。
- 2 現地本部は、災害地に所在する県の庁舎内その他本部長が適当と認める場所に置く。
 - 3 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 4 現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）には、本部副部長及び本部班長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。
- 6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。
- 7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第三項及び第四項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第五項に規定する職以外の職を設けることができる。

（地方組織）

第十一条 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、県の農林事務所内に、福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を、県の保健福祉環境事務所内に保健福祉環境班を、県の保健福祉事務所に保健福祉班を、県の県土整備事務所内、港務所内及び流域下水道事務所内に県土整備建築班をそれぞれ設置することができる。

（地方本部の名称、管轄区域及び組織等）

第十二条 地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
福岡県災害対策福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 地方本部に地方本部長を置き、地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 地方本部長は、総務部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理するものとする。ただし、次項に定める農林班の事務分掌については、関係する本部の部長の命を受けて処理するものとする。

- 4 地方本部に総括班及び農林班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 班長には、地方本部長が指名する職員を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 6 班長は、地方本部長の命を受けて班務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 7 地方本部の事務分掌は、別表第四の定めるところによる。
- 8 地方本部長は、緊急を要する場合には、総括班の事務分掌を農林班の事務分掌に優先して処理しなければならない。
- 9 地方本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める班のほか臨時の班を置き、分掌事務を臨時的に変更し、又は新たな事務を所掌させることができる。
- 10 地方本部長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班の名称、管轄区域及び組織等)

第十二条の二 保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班（以下、「出先機関各班」という。）の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
筑紫保健福祉環境班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所の管轄区域
粕屋保健福祉班	福岡県粕屋保健福祉事務所の管轄区域
糸島保健福祉班	福岡県糸島保健福祉事務所の管轄区域
宗像・遠賀保健福祉環境班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域
嘉穂・鞍手保健福祉環境班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域
田川保健福祉班	福岡県田川保健福祉事務所の管轄区域
北筑後保健福祉環境班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
南筑後保健福祉環境班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
京築保健福祉環境班	福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県土整備建築班	福岡県福岡県土整備事務所の管轄区域
久留米県土整備建築班	福岡県久留米県土整備事務所の管轄区域
南筑後県土整備建築班	福岡県南筑後県土整備事務所の管轄区域
直方県土整備建築班	福岡県直方県土整備事務所の管轄区域
京築県土整備建築班	福岡県京築県土整備事務所の管轄区域

朝倉県土整備建築班	福岡県朝倉県土整備事務所の管轄区域
八女県土整備建築班	福岡県八女県土整備事務所の管轄区域
北九州県土整備建築班	福岡県北九州県土整備事務所の管轄区域
田川県土整備建築班	福岡県田川県土整備事務所の管轄区域
飯塚県土整備建築班	福岡県飯塚県土整備事務所の管轄区域
那珂県土整備建築班	福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域
苅田港務県土整備建築班	福岡県苅田港務所の管轄区域
流域下水道県土整備建築班	福岡県流域下水道事務所の管轄区域

- 2 班長には、当該事務所の長を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 3 班長は、関係する本部の部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 4 各班の事務分掌は、別表第四に定めるところによる。

(本部、地方本部、出先機関各班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班の設置基準)

第十二条の三 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部（ただし、第四号に該当する場合には全ての地方本部）及び出先機関各班を設置する。

- 一 福岡県内に大雨特別警報が発表されたとき。
- 二 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（福岡県災害対策本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。以下「雨量観測局」という。）において観測された直近の二十四時間雨量が二百五十ミリを超え、かつ、直近の一時間雨量が七十ミリを超えたとき。
- 三 第一号及び第二号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき。
- 四 福岡県内に震度五強以上の地震が発生したとき。
- 五 福岡県内に津波警報が発表されたとき。
- 六 その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき。

- 2 本部長は、前項に該当する場合には、緊急初動班を設置することができる。
- 3 本部長は、必要に応じ、災害対策現地情報連絡班を設置する。

(本部、地方本部及び出先機関各班の廃止)

第十二条の四 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を廃止する。

- 一 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
 - 二 災害応急対策が完了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなつたと認めた場合には、緊急初動班又は災害対策現地情報連絡班を廃止する。

(配備)

第十三条 本部長は、発生した災害又は発生が予想される災害の規模に応じて、第一配備から第四配備までのうち適当な配備の規模を決定し、本部、地方本部及び出先機関各班を設置し、又は設置後において当該配備の規模を変更する。

- 2 本部長は、配備の規模を決定し、又は変更したときは、直ちに各部長及び地方本部長並びに出先機関各班の班長に当該配備の規模を指示する。
- 3 本部長は、配備の規模によらず、災害の状況に応じて本部、地方本部、出先機関各班のうち必要な班の配備を指示することができる。

(配備要員及び連絡員)

第十四条 各班の配備要員は、総括班、広報班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班にあつては総務部長その他の班にあつては部長が、地方本部にあつては地方本部長が、出先機関各班にあつては班長が、配備の規模に応じて別表第五に定める人員を、あらかじめ指名しておかなければならない。

- 2 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合において緊急に配備すべき者を、あらかじめ定めておかなければならない。
- 3 部長は、総合指令部及び各部との緊密な連絡を保持するため、別表第六に定める連絡員を置き、常時連絡が可能な体制を確保する。
- 4 配備要員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知つたと

き又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。

- 5 班長（教育部及び公安部の班を除く。）は、配備要員名簿（様式第一号）を毎年四月一日に作成しておかなければならない。
- 6 部長（教育部長及び公安部長を除く。）、地方本部長及び出先機関各班の班長は、本部長から配備の規模について指示を受け、配備要員を配備したときは、配備後直ちに電話報告し、事後速やかに配備報告（様式第二号）により本部長あて報告するものとする。
- 7 総合指令部、各部（教育部及び公安部を除く。）、各地方本部及び出先機関各班の班長は、班に配備要員従事記録（様式第三号）を備え、配備要員の実働状況を把握するものとする。

（災害状況等の報告）

第十五条 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要等については、福岡県災害調査報告実施要綱その他別に定める所により、遅滞なく報告しなければならない。

（その他の事項）

第十六条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第十七条 災害救助法、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第十八条 削除

第十九条 この規程により処理した事項についての残務整理については、本部にあっては部長の職にあった者、地方本部にあっては地方本部長の職にあった者、出先機関各班にあっては班長の職にあった者がこれに当たり、関係事績等を保管するものとする。

第二十条 削除

(警戒本部及び警戒地方本部の設置基準)

第二十一条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- 二 前号に該当しない場合であっても、福岡県内に暴風、高潮等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想されるとき。
- 三 福岡県内に震度五弱の地震が発生したとき。
- 四 福岡県内に津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、その前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認められたとき。

2 本部長は、前項第三号、第四号及び第五号に該当する場合には、緊急初動班を設置することができる。（前項第四号の津波注意報を除く。）

(警戒本部)

第二十二条 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）及び副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、警戒本部長には総務部防災危機管理局長を、警戒副本部長には総務部防災危機管理局防災企画課長をもって充てる。
- 3 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 警戒本部に別表第七に掲げる班を置き、班長には同表に掲げる課長を充て、班員には班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 5 前項に定める各班のほか、地震及び津波に係る災害に機動的に対処するため、警戒本部に緊急初動班を置き、班長及び班員には総務部防災危機管理局長が指名する職員をもって充てる。
- 6 警戒本部長は、前二項に定める班のほか、必要があると認めるときは、警戒本部に臨時の班を置くことができる。

- 7 班長（第五項に規定する緊急初動班の班長を除く。）は、別表第八に定める配備要員を、あらかじめ指名しておかなければならない。
- 8 班長は、警戒本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 9 各班の事務分掌に関して必要な事項は、別表第九に定めるところによる。

（警戒地方本部）

第二十三条 警戒地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
福岡県災害警戒福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 警戒地方本部に警戒地方本部長を置き、警戒地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 警戒地方本部長は、総務部防災危機管理局長の命を受けて、管轄区域内における被害等に関する情報の収集・伝達事務を処理するものとする。
- 4 警戒地方本部に、別表第十に掲げる班を置き、班長及び班員には警戒地方本部長の所属する農林事務所の職員の中から、警戒地方本部長が指名する職員をもって充てる。
- 5 班長は、別表第十に定める配備要員を、あらかじめ指名しておかなければならない。
- 6 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合において緊急に配備すべき者を、あらかじめ定めておかなければならない。
- 7 班長は、警戒地方本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 8 警戒地方本部の事務分掌に関して必要な事項は、別表第十一の定めるところによる。

（警戒本部及び警戒地方本部の廃止）

第二十四条 本部長は、次に掲げる場合には、警戒本部及び該当する地域の警戒地方本部

を廃止する。

一 本部及び地方本部に移行したとき。

二 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。

三 災害応急対策が終了したとき。

2 本部長は、その業務の必要性がなくなつたと認めた場合には、緊急初動班を廃止する。

(福岡県災害対策本部運営要綱等への委任)

第二十五条 この規程に定めるもののほか、本部及び警戒本部の運営について必要な事項は、本部運営要綱の定めるところによる。

2 この規程及び本部運営要綱に定めるもののほか、各部、各地方本部、警戒本部及び警戒地方本部の運営について必要な事項は、当該部長、当該地方本部長、総務部防災危機管理局長及び当該警戒地方本部長がそれぞれ定める。

(福岡県災害警戒準備室)

第二十六条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、必要に応じて福岡県災害警戒準備室（以下「準備室」という。）を設置することができる。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第七条関係）

部名	部長	副部長
総務部	総務部長	総務部次長 防災危機管理局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 市町村振興局長 空港対策局長 国際局長
人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長 私学振興・青少年育成局長 スポーツ局長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長 医監
福祉労働部	福祉労働部長	福祉労働部次長 労働局長 人権・同和対策局長
環境部	環境部長	環境部次長
商工部	商工部長	商工部次長 観光局長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長 水産局長
県土整備部	県土整備部長	県土整備部次長 水資源対策長
建築都市部	建築都市部長	建築都市部次長
会計管理部	会計管理局長	会計管理局会計課長
企業部	企業管理者	企業局長
教育部	教育長	副教育長
公安部	警察本部長	警備部長

注 副部長が二人以上ある部において、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が指名する者が部長の職務を代理する。

別表第二（第七条、第八条関係）

名称	班名		班長
総合司令部	総括班		防災企画課長
	広報班		県民情報広報課長
総務部	秘書班		秘書室長
	行政経営企画班		行政経営企画課長
	人事班		人事課長
	財政班		財政課長
	税務班		税務課長
	財産活用班		財産活用課長
	総務事務厚生班		総務事務厚生課長
企画・地域振興部	総合政策班		総合政策課長
	情報政策班		情報政策課長
	調査統計班		調査統計課長
	交通政策班		交通政策課長
	市町村振興局	政策支援班	政策支援課長
		行財政支援班	行財政支援課長
	空港対策局	空港政策班	空港政策課長
		空港事業班	空港事業課長
	国際局	国際政策班	国際政策課長
		国際交流班	国際交流課長
	東京連絡班		東京事務所長
人づくり・県民生活部	社会活動推進班		社会活動推進課長
	文化振興班		文化振興課長
	男女共同参画推進班		男女共同参画推進課長
	女性活躍推進班		女性活躍推進課長
	生活安全班		生活安全課長
	私学振興・青少年育成局	青少年政策班	青少年政策課長
		私学振興班	私学振興課長
		青少年育成班	青少年育成課長

	スポーツ局	スポーツ企画班	スポーツ企画課長
		スポーツ振興班	スポーツ推進課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班		保健医療介護総務課長
	ワンヘルス総合推進班		ワンヘルス総合推進課長
	健康増進班		健康増進課長
	がん感染症疾病対策班		がん感染症疾病対策課長
	生活衛生班		生活衛生課長
	医療指導班		医療指導課長
	薬務班		薬務課長
	医療保険班		医療保険課長
	高齢者地域包括ケア推進班		高齢者地域包括ケア推進課長
	介護保険班		介護保険課長
福祉労働部	福祉総務班		福祉総務課長
	こども未来班		こども未来課長
	子育て支援班		子育て支援課長
	こども福祉班		こども福祉課長
	障がい福祉班		障がい福祉課長
	保護・援護班		保護・援護課長
	労働局	労働政策班	労働政策課長
		就業支援班	就業支援課長
		職業能力開発班	職業能力開発課長
	人権・同和対策局	調整班	調整課長
環境部	環境政策班		環境政策課長
	環境保全班		環境保全課長
	循環型社会推進班		循環型社会推進課長
	廃棄物対策班		廃棄物対策課長
	監視指導班		監視指導課長
	自然環境班		自然環境課長

商工部	商工政策班		商工政策課長
	中小企業振興班		中小企業振興課長
	新事業支援班		新事業支援課長
	中小企業技術振興班		中小企業技術振興課長
	新産業振興班		新産業振興課長
	自動車・水素産業振興班		自動車・水素産業振興課長
	工業保安班		工業保安課長
	企業立地班		企業立地課長
	観光局	観光政策班	観光政策課長
観光振興班		観光振興課長	
農林水産部	農林水産政策班		農林水産政策課長
	農山漁村振興班		農山漁村振興課長
	食の安全・地産地消班		食の安全・地産地消課長
	団体指導班		団体指導課長
	輸出促進班		輸出促進課長
	福岡の食販売促進班		福岡の食販売促進課長
	園芸振興班		園芸振興課長
	水田農業振興班		水田農業振興課長
	経営技術支援班		経営技術支援課長
	畜産班		畜産課長
	農村森林整備班		農村森林整備課長
	林業振興班		林業振興課長
	水産局	漁業管理班	漁業管理課長
		水産振興班	水産振興課長
県土整備部	県土整備総務班		県土整備総務課長
	県土整備企画班		県土整備企画課長
	用地班		用地課長
	道路維持班		道路維持課長
	道路建設班		道路建設課長
	河川管理班		河川管理課長

	河川整備班	河川整備課長
	港湾班	港湾課長
	砂防班	砂防課長
	水資源対策班	水資源対策課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長
	都市計画班	都市計画課長
	建築指導班	建築指導課長
	公園街路班	公園街路課長
	下水道班	下水道課長
	住宅計画班	住宅計画課長
	県営住宅班	県営住宅課長
	営繕設備班	営繕設備課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務企画班	総務企画課長
	財務班	財務課長
	教職員班	教職員課長
	施設班	施設課長
	文化財保護班	文化財保護課長
	高校教育班	高校教育課長
	義務教育班	義務教育課長
	特別支援教育班	特別支援教育課長
	人権・同和教育班	人権・同和教育課長
	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長
	社会教育班	社会教育課長

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第三（第十条関係）

名称	班名	分掌事務
総合指令部	総括班	一 本部会議に関すること。
		二 各部及び地方本部との連絡調整に関する

		<p>こと。</p> <p>三 本部の庶務に関すること。</p> <p>四 防災会議、政府、他府県その他関係機関との連絡に関すること。</p> <p>五 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関すること。</p> <p>六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく諸対策に関すること。</p> <p>七 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること。</p> <p>八 災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整に関すること。</p> <p>九 本部及び地方本部の設置又は廃止並びに配備規模の指定に関すること。</p> <p>十 政府、国会、その他関係機関に対する要望書陳情書等の作成に関すること。</p> <p>十一 政府、国会、その他関係機関等の災害地調査の企画調整に関すること。</p> <p>十二 災害時における通信の確保に関すること。</p> <p>十三 気象・水象情報の収集、伝達に関すること。</p> <p>十四 被害情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>十五 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関すること。</p> <p>十六 災害資料の作成及び災害記録に関すること。</p>
--	--	--

	<p>十七 市町村、消防機関の動員等についての指示に関する事。</p> <p>十八 災害時における危険物の取扱いに関する事。</p> <p>十九 県防災行政無線の運用管理に関する事。</p> <p>二十 災害用諸物資の輸送に関する事。</p> <p>二十一 他部の所管に属さない事。</p>
広報班	<p>一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関する事。</p> <p>二 広報車の現地派遣に関する事。</p> <p>三 災害写真の撮影、収集及び記録に関する事。</p>
緊急初動班	<p>一 本部又は警戒本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関する事。</p> <p>二 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関する事。</p> <p>三 その他本部長が特に命ずる事務に関する事。</p>
災害対策現地情報連絡班	<p>一 本部設置後における災害情報の収集等に関する事。</p> <p>二 その他本部長が特に命ずる事務に関する事。</p>
災害時緊急派遣チーム	<p>一 本部設置後における災害応急対策の支援等に関する事。</p> <p>二 その他本部長が特に命ずる事務に関する事。</p>
災害情報センター	<p>一 県民に対する各種情報の提供に関する事。</p>
災害ボランティア班	<p>一 災害ボランティアに関する情報の収集及</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 一 び伝達に関する事。 二 災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に関する事。
	被災者支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> 一 被災者の生活再建支援及び事業継続支援、被災自治体の行政運営支援に関する事。
総務部	秘書班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	行政経営企画班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。 二 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関する事。
	人事班	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員の動員に関する事。 二 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱い等に関する事。
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関する事。 二 県議会との連絡に関する事。
	税務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害による県税の猶予及び減免に関する事。
	財産活用班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部の設営に関する事。 二 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関する事。 三 庁用自動車の配車に関する事。 四 公用財産の応急貸与に関する事。 五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。
	総務事務厚生班	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員の健康管理に関する事。 二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関する事。 三 災害従事職員の公務災害に関する事。 四 災害対策応急物品の購入・検収の総括に

			関すること。	
企画・地域振興部	総合政策班		一 部内の連絡調整に関する事 二 大災害時における本部長の特命事項に関する事。	
	情報政策班		一 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関する事。	
	調査統計班		一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。	
	交通政策班		一 災害時における公共交通機関の調整に関する事。 二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関する事。	
	市町村振興局	政策支援班		一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
		行財政支援班		一 罹災市町村の行財政の助言等に関する事。
	空港対策局	空港政策班		一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
		空港事業班		一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	国際局	国際政策班		一 災害時の外国人渉外に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
		国際交流班		一 災害時の外国人渉外に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	東京連絡班		一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配付に関する事。	
人づくり・県民生活	社会活動推進班		一 部内の連絡調整に関する事。	

部	文化振興班		一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	男女共同参画推進班		一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	女性活躍推進班		一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	生活安全班		一 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること。
	私学振興・青少年育成局	青少年政策班	一 公立大学法人の災害対策指導及び災害復旧に関すること。
		私学振興班	一 私立学校の災害対策指導及び災害復旧に関すること。
		青少年育成班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	スポーツ局	スポーツ企画班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
スポーツ振興班		一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	
保健医療介護部	保健医療介護総務班		一 部内の連絡調整に関すること。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。
	ワンヘルス総合推進班		一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	健康増進班		一 被災者の健康管理に関すること。

	<p>二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院患者の応急救護及び援助に関すること。</p> <p>三 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること。</p>
がん感染症疾病対策班	<p>一 災害時の防疫に関すること。</p> <p>二 防疫資材の準備に関すること。</p> <p>三 感染症法に基づく勧告入院患者及び措置入院患者の応援救護及び援助に関すること。</p>
生活衛生班	<p>一 災害時における食品衛生に関すること。</p> <p>二 と畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>三 応急措置を実施するための旅館、飲食店の施設の管理に関すること。</p> <p>四 被災した愛護動物の救護及び逸走した危険な動物の危害防止に関すること。</p> <p>五 火葬場の施設の管理に関すること。</p>
医療指導班	<p>一 災害時における医療及び助産に関すること。</p> <p>二 救護班の編成及び派遣に関すること。</p> <p>三 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。</p> <p>四 被災者の応急救護に関すること。</p> <p>五 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。</p>
薬務班	<p>一 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。</p> <p>二 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。</p>
医療保険班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関するこ</p>

		と。 二 部内各班の応援に関する事
	高齢者地域包括ケア推進班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事 と。 二 部内各班の応援に関する事
	介護保険班	一 災害救助活動の応援に関する事。 二 介護老人保健施設及び老人福祉施設の災害応急復旧に関する事。
福祉労働部	福祉総務班	一 部内の連絡調整に関する事。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 三 災害救助法の適用に関する事。 四 災害救助の市町村指導に関する事。 五 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 と。 六 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関する事。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。 と。 八 その他災害救助法に関する事。 九 公用令書の発行に関する事。 十 義援金品の出納及び保管に関する事。 十一 社会福祉施設の災害応急復旧に関する事。 と。 十二 被害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量把握に関する事。 十三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関する事。
	子ども未来班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 と。 二 部内各班の応援に関する事。

	子育て支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設）、届出保育施設の災害応急復旧に関する事。 	
	こども福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設以外）の災害応急復旧に関する事。 	
	障がい福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 障がい福祉施設の災害応急復旧に関する事。 	
	保護・援護班	<ul style="list-style-type: none"> 一 罹災者の生活保護に関する事。 二 罹災者に対する生活福祉資金の貸付け等に関する事。 	
	労働局	労働政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
		就業支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
		職業能力開発班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	人権・同和対策局	調整班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。
環境部	環境政策班		<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。
	環境保全班		<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における公害対策に関する事。
	循環型社会推進班		<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。

	廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害地の環境衛生の整備に関すること。 二 災害時の廃棄物処理の指導に関すること。 	
	監視指導班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	
	自然環境班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害地の自然公園施設に関すること。 	
商工部	商工政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関すること。 二 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあっせんに関すること。 三 応急措置を実施するための救助用物資等の保管命令又は収用命令に関すること。 	
	中小企業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 商店街関係の災害応急対策に関すること。 二 罹災に伴う中小企業者の金融に関すること。 三 罹災中小企業者の経営指導に関すること。 	
	新事業支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 貿易関係の災害応急対策に関すること。 	
	中小企業技術振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 罹災中小企業者の復旧の技術指導に関すること。 	
	新産業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 新産業プロジェクト関係の災害応急対策に関すること。 	
	自動車・水素産業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 自動車産業及び水素産業関係の災害応急対策に関すること。 	
	工業保安班	<ul style="list-style-type: none"> 一 採石、ガス及び火薬災害復旧の技術指導に関すること。 	
	企業立地班	<ul style="list-style-type: none"> 一 誘致企業の災害応急対策に関すること。 	
	観光局	観光政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 観光関係の災害応急対策に関すること。
		観光振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。

		二 部内各班の応援に関する事。
農林水産部	農林水産政策班	一 部内の連絡調整に関する事。
	農山漁村振興班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	食の安全・地産地消班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	団体指導班	一 農業金融に関する事。 二 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及びあっせんに関する事。 三 農業共済金の早期支払に関する事 四 農業協同組合の被害対策に関する事。
	輸出促進班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	福岡の食販売促進班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	園芸振興班	一 園芸・特用作物及び生産施設の被害の実態把握に関する事。 二 応急措置用園芸・特用作物の種苗の補給に関する事。
	水田農業振興班	一 稲、麦、大豆の被害の実態把握に関する事。 二 救助用米穀の確保及び供給に関する事。 三 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収容命令に関する事。 四 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆

		の種子の供給に関すること。
経営技術支援班		<ul style="list-style-type: none"> 一 所管出先機関との連絡に関すること。 二 農作物の被害状況の収集に関すること。 三 農作物の技術対策に関すること。 四 農作物の病虫害防除に関すること。
畜産班		<ul style="list-style-type: none"> 一 家畜、飼料作物及び畜産施設の被害の実態把握に関すること。 二 家畜伝染病の防疫に関すること。 三 家畜飼料の補給対策に関すること。 四 応急措置用副食物の確保に関すること。
農村森林整備班		<ul style="list-style-type: none"> 一 農地及び農業用施設の被害情報の収集及び応急復旧に関すること。 二 部所管の海岸堤防の応急復旧に関すること。 三 冠水農地の排水に関すること。 四 部所管の地すべり、土砂崩壊による応急復旧に関すること。 五 林道及び山地災害に関する被害情報の収集及び応急復旧に関すること。
林業振興班		<ul style="list-style-type: none"> 一 森林・林業関係の被害情報の収集に関すること。（林道及び山地災害に関するものを除く。） 二 応急措置を実施するための木材等の保管命令又は収容命令に関すること。 三 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関すること。 四 災害復旧用林業用種苗の確保及びあっせんに関すること。 五 特用林産物及び生産施設の被害の実態把握に関すること。
水産局	漁業管理班	<ul style="list-style-type: none"> 一 応急処置用水産物の確保及びあっせんに

		<p>関すること。</p> <p>二 応急救助用船艇のあっせんに関するこ と。</p> <p>三 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償 事業の指導並びにあっせんに関するこ と。</p> <p>四 罹災に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災 害復旧資金の融資に関するこ と。</p>
	水産振興班	<p>一 水産共同施設の応急復旧に関するこ と。</p> <p>二 漁港及び漁港区域内海岸の応急復旧に 関すること。</p> <p>三 高潮対策に関するこ と。</p> <p>四 災害時における公有水面（漁港区域内の 海面）に関するこ と。</p>
県土整備部	県土整備総務班	<p>一 部内の連絡調整に関するこ と。</p> <p>二 応急措置についての工作班編成及び派遣 に関するこ と。</p> <p>三 福岡県水防計画書の定める水防業務に 関すること。</p>
	県土整備企画班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関するこ と。</p> <p>二 部内各班の応援に関するこ と。</p>
	用地班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関するこ と。</p> <p>二 部内各班の応援に関するこ と。</p>
	道路維持班	<p>一 福岡県水防計画書の定める水防業務に 関すること。</p> <p>二 道路及び橋りょうの応急復旧に関するこ と。</p> <p>三 通行規制の情報に関するこ と。</p>
	道路建設班	<p>一 道路及び橋りょうの応急復旧工事の 応援 に関するこ と。</p>

	河川管理班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	河川整備班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。
	港湾班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 港湾及び海岸の災害応急復旧措置に関すること。 三 災害時における海上輸送航路の啓開に関すること。
	砂防班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。
	水資源対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合的な水対策に関すること。 二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 三 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。 四 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。
建築都市部	建築都市総務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関すること。
	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> 一 被災宅地の危険度判定に関すること。 二 都市災害の被害情報の収集及び災害対策に関すること（公園を除く）。
	建築指導班	<ul style="list-style-type: none"> 一 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 二 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。

		<p>三 被災建築物の応急危険度判定に関する こと。</p> <p>四 被災市街地における建築制限に関する こと。</p>
	公園街路班	<p>一 都市公園の災害応急復旧措置に関する こと。</p> <p>二 街路の災害応急復旧措置に関する こと。</p>
	下水道班	<p>一 福岡県水防計画書の定める水防業務に 関すること。</p> <p>二 下水道の災害応急復旧措置に関する こと。</p>
	住宅計画班	<p>一 災害公営住宅に関する こと。</p>
	県営住宅班	<p>一 県営住宅の応急修理に関する こと。</p> <p>二 応急仮設住宅の建設に関する こと。</p> <p>三 応急仮設住宅及び公営住宅の供与に 関すること。</p>
	営繕設備班	<p>一 県有建物の応急修理に関する こと。</p> <p>二 応急仮施設の建設に関する こと。</p> <p>三 応急仮設住宅の建設における設備に 関すること。</p>
会計管理部	会計班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関 すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関する こと。</p>
企業部	管理班	<p>一 部内の連絡調整に関する こと。</p> <p>二 県営発電所の災害応急復旧措置に 関すること。</p> <p>三 工業用水道の災害応急復旧措置に 関すること。</p>
教育部	総務企画班	<p>一 部内の連絡調整に関する こと。</p> <p>二 事務局職員の動員に関する こと。</p> <p>三 広報に関する こと。</p>

	四 市町村支援班との連絡調整に関する こと。
財務班	一 災害復旧予算に関する こと。 二 罹災者に係る授業料の免除及び就学援助 に関する こと。
教職員班	一 県立学校の教職員及び市町村立学校の県 費負担教職員の確保その他の人事措置及び 服務に関する こと。 二 県立学校の教職員及び市町村立学校の県 費負担教職員の避難に関する こと。 三 職員の保健管理に関する こと。
施設班	一 文教施設設備の災害予防に関する こと。 二 災害に伴う文教施設の応急修理に関する こと。 三 文教施設の災害復旧に関する こと。
文化財保護班	一 文化財の保護に関する こと。
高校教育班	一 県立高等学校並びに県立中高一貫教育校 (以下「県立高等学校等」という。)にお ける教職員及び生徒に対する防災知識並び に交通安全についての知識の普及に関する こと。 二 県立高等学校等における生徒の避難に関 する こと。 三 県立高等学校等における応急教育の方法 に関する こと。 四 県立高等学校等における生徒に対する教 科書、教材及び学用品の確保に関する こと。
義務教育班	一 市町村立学校における教職員及び児童生 徒に対する防災知識の普及並びに交通安全 についての知識に関する こと。

	<p>二 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること。</p> <p>三 市町村立学校における応急教育の方法に関すること。</p> <p>四 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。</p>
特別支援教育班	<p>一 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。</p> <p>二 県立特別支援学校における幼児児童生徒の避難に関すること。</p> <p>三 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること。</p> <p>四 県立特別支援学校における幼児児童生徒に対する教科書、教材の確保に関すること。</p>
人権・同和教育班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p>
体育スポーツ健康班	<p>一 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。</p> <p>二 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。</p> <p>三 被災学校の給食の指導に関すること。</p> <p>四 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。</p> <p>五 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。</p> <p>六 体育関係諸団体との連絡に関すること。</p>
社会教育班	<p>一 社会教育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 二 社会教育関係諸団体との連絡に関すること。 三 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金の緊急募集に関すること。
--	--

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第四（第十二条関係）

【地方本部分掌事務】

班名	分掌事務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合司令部総括班が行う現地調査業務の補完及び報告に関すること。 二 総合司令部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関すること。 三 総合司令部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合司令部総務班への報告に関すること。 四 その他総務部長が指示した事項に関すること。
農林班	<ul style="list-style-type: none"> 一 農林関係の災害応急対策に関する指導、連絡及び調整に関すること。 二 救助用食糧の確保及び供給に関すること。 三 総括班の応援に関すること。

【出先機関各班分掌事務】

班名	分掌事務
保健福祉環境班	一 災害救助法の適用に係る調査報告に関すること。
保健福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 二 市町村災害救助活動の指導、連絡及び調整に関すること。 三 災害救助法に基づく業務命令に関すること。 四 災害救助物資の調達に関すること。 五 社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 六 義援物資の受付、出納及び保管に関すること。 七 災害救助に関する他班との連絡調整に関すること。 八 医療、助産及び埋葬に関すること。

	<p>九 食品衛生、飲料水等に関すること。</p> <p>十 罹災者の栄養指導に関すること。</p> <p>十一 防疫及び清掃に関すること。</p> <p>十二 救護班の編成及び救護の実施に関すること。</p> <p>十三 医療品並びに防疫用薬剤及び資材の調達等に関すること。</p> <p>十四 その他保健衛生に関すること。</p>
県土整備建築班	<p>一 水防活動に関すること。</p> <p>二 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関すること。</p> <p>三 災害時における道路、橋りょう等の交通に関すること。</p> <p>四 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>五 公営住宅の応急対策及び供与に関すること。</p> <p>六 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。</p> <p>七 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>八 その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。</p>

別表第五（第十三条、第十四条関係）

一 本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）			
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
総合指令部	総括班	二〇	三〇	四〇	全員
	広報班	一	三	所属職員の 三分の一	全員
	緊急初動班	必要に応じて要員を配備			七〇
	災害対策現地情報連絡班	必要に応じて要員を配備			
	災害時緊急派遣チーム	必要に応じて要員を配備			
	災害情報センター	必要に応じて要員を配備			
	災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備			
	小計	二一	三三		
総務部	秘書班		一	所属職員の 三分の一	全員

	行政経営企画班			一	所属職員の 三分の一	全員	
	人事班			一	所属職員の 三分の一	全員	
	財政班			一	所属職員の 三分の一	全員	
	税務班				所属職員の 三分の一	全員	
	財産活用班			三	所属職員の 三分の一	全員	
	総務事務厚生班				所属職員の 三分の一	全員	
	小計			七			
企画・地域振興部	総合政策班			一	所属職員の 三分の一	全員	
	情報政策班				所属職員の 三分の一	全員	
	調査統計班				所属職員の 三分の一	全員	
	交通政策班				所属職員の 三分の一	全員	
	市町村振興局	政策支援班				所属職員の 三分の一	全員
		行財政支援班				所属職員の 三分の一	全員
	空港対策局	空港政策班				所属職員の 三分の一	全員
		空港事業班				所属職員の 三分の一	全員
	国際局	国際政策班				所属職員の	全員

					三分の一		
		国際交流班			所属職員の三分の一	全員	
	東京連絡班				所属職員の三分の一	全員	
	小計			一			
人づくり・県 民生活部	社会活動推進班			一	所属職員の三分の一	全員	
	文化振興班				所属職員の三分の一	全員	
	男女共同参画推進班				所属職員の三分の一	全員	
	女性活躍推進班				所属職員の三分の一	全員	
	生活安全班				所属職員の三分の一	全員	
	私学振興・青 少年育成局	青少年政策班				所属職員の三分の一	全員
		私学振興班				所属職員の三分の一	全員
		青少年育成班				所属職員の三分の一	全員
	スポーツ局	スポーツ企画班				所属職員の三分の一	全員
		スポーツ振興班				所属職員の三分の一	全員
	小計				一		
保健医療介護 部	保健医療介護総務班			二	所属職員の三分の一	全員	
	ワンヘルス総合推進班				所属職員の三分の一	全員	

				三分の一	
	健康増進班		一	所属職員の 三分の一	全員
	がん感染症疾病対策班			所属職員の 三分の一	全員
	生活衛生班			所属職員の 三分の一	全員
	医療指導班		一	所属職員の 三分の一	全員
	薬務班			所属職員の 三分の一	全員
	医療保険班			所属職員の 三分の一	全員
	高齢者地域包括ケア推進班			所属職員の 三分の一	全員
	介護保険班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計		五		
福祉労働部	福祉総務班	二	二	所属職員の 三分の一	全員
	こども未来班			所属職員の 三分の一	全員
	子育て支援班		一	所属職員の 三分の一	全員
	こども福祉班		一	所属職員の 三分の一	全員
	障がい福祉班		一	所属職員の 三分の一	全員
	保護・援護班			所属職員の 三分の一	全員

	労働局	労働政策班			所属職員の 三分の一	全員
		就業支援班			所属職員の 三分の一	全員
		職業能力開発 班			所属職員の 三分の一	全員
	人権・同和对 策局	調整班			所属職員の 三分の一	全員
	小計		二	五		
環境部	環境政策班			一	所属職員の 三分の一	全員
	環境保全班				所属職員の 三分の一	全員
	循環型社会推進班				所属職員の 三分の一	全員
	廃棄物対策班				所属職員の 三分の一	全員
	監視指導班				所属職員の 三分の一	全員
	自然環境班				所属職員の 三分の一	全員
	小計			一		
商工部	商工政策班			一	所属職員の 三分の一	全員
	中小企業振興班			一	所属職員の 三分の一	全員
	新事業支援班				所属職員の 三分の一	全員
	中小企業技術振興班				所属職員の 三分の一	全員

	新産業振興班			所属職員の 三分の一	全員
	自動車・水素産業振興班			所属職員の 三分の一	全員
	工業保安班		一	所属職員の 三分の一	全員
	企業立地班			所属職員の 三分の一	全員
	観光局	観光政策班		所属職員の 三分の一	全員
		観光振興班		所属職員の 三分の一	全員
	小計		三		
農林水産部	農林水産政策班		二	所属職員の 三分の一	全員
	農山漁村振興班			所属職員の 三分の一	全員
	食の安全・地産地消班			所属職員の 三分の一	全員
	団体指導班			所属職員の 三分の一	全員
	輸出促進班			所属職員の 三分の一	全員
	福岡の食販売促進班			所属職員の 三分の一	全員
	園芸振興班		二	所属職員の 三分の一	全員
	水田農業振興班			所属職員の 三分の一	全員
	経営技術支援班		二	所属職員の	全員

				三分の一	
	畜産班			所属職員の 三分の一	全員
	農村森林整備班	二	二	所属職員の 三分の一	全員
	林業振興班		一	所属職員の 三分の一	全員
	水産局	漁業管理班		所属職員の 三分の一	全員
		水産振興班	一	所属職員の 三分の一	全員
	小計	五	一一		
県土整備部	県土整備総務班	二	二	所属職員の 三分の一	全員
	県土整備企画班		二	所属職員の 三分の一	全員
	用地班			所属職員の 三分の一	全員
	道路維持班	八	八	所属職員の 三分の一	全員
	道路建設班	一	一	所属職員の 三分の一	全員
	河川管理班	一三	一三	所属職員の 三分の一	全員
	河川整備班			三分の一	全員
	港湾班	二	二	所属職員の 三分の一	全員
	砂防班	四	四	所属職員の 三分の一	全員
水資源対策班		一	所属職員の 三分の一	全員	

	小計	三〇	三三		
建築都市部	建築都市総務班		二	所属職員の 三分の一	全員
	都市計画班		一	所属職員の 三分の一	全員
	建築指導班		一	所属職員の 三分の一	全員
	公園街路班		一	所属職員の 三分の一	全員
	下水道班	一	一	所属職員の 三分の一	全員
	住宅計画班		一	所属職員の 三分の一	全員
	県営住宅班		一	所属職員の 三分の一	全員
	営繕設備班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計		一	九	
会計管理部	会計班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計		一		
企業部	管理班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計		一		
合計		五九	一一一		

二 地方本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）			
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
福岡地方本部	総括班	二	二	所属職員の	全員

(福岡農林事務所内)	農林班	一	二	三分の一	
両筑地方本部 (朝倉農林事務所内)	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
	(合所ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
北九州地方本部 (八幡農林事務所内)	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
筑豊地方本部 (飯塚農林事務所内)	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
筑後地方本部 (筑後農林事務所内)	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
京築地方本部 (行橋農林事務所内)	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	

三 出先機関各班配備要員数

班名	配備要員定数 (人)			
	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
筑紫保健福祉環境班		二	所属職員の	全員
			三分の一	
粕屋保健福祉班		二	所属職員の	全員
			三分の一	
糸島保健福祉班		二	所属職員の	全員
			三分の一	
宗像・遠賀保健福祉環境班		二	所属職員の	全員
			三分の一	
嘉穂・鞍手保健福祉環境班		二	所属職員の	全員
			三分の一	
田川保健福祉班		二	所属職員の	全員
			三分の一	
北筑後保健福祉環境班		二	所属職員の	全員
			三分の一	

南筑後保健福祉環境班			二	所属職員の 三分の一	全員
京築保健福祉環境班			二	所属職員の 三分の一	全員
福岡県土整備建築班	一〇		一五	所属職員の 三分の一	全員
福岡県土整備建築班（前原支所）	一〇		一〇	一五	全員
福岡県土整備建築班（鳴淵・猪野ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員	全員
福岡県土整備建築班（瑞梅寺ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員	全員
久留米県土整備建築班	一〇		一五	所属職員の 三分の一	全員
久留米県土整備建築班（藤波ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員	全員
南筑後県土整備建築班	一〇		一五	所属職員の 三分の一	全員
南筑後県土整備建築班（柳川支所）	一〇		一〇	一五	全員
直方県土整備建築班	一〇		一五	所属職員の 三分の一	全員
直方県土整備建築班（力丸・犬鳴ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員	全員
直方県土整備建築班（福智山ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員	全員
京築県土整備建築班	一〇		一五	所属職員の 三分の一	全員
京築県土整備建築班（行橋支所）	一〇		一〇	一五	全員
京築県土整備建築班（伊良原ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員	全員
朝倉県土整備建築班	一〇		一五	所属職員の	全員

			三分の一	
八女県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
八女県土整備建築班（日向神ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
北九州県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
北九州県土整備建築班（宗像支所）	一〇	一〇	一五	全員
北九州県土整備建築班（ます淵ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
田川県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
田川県土整備建築班（油木ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
田川県土整備建築班（陣屋ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
飯塚県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
那珂県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
那珂県土整備建築班（南畑・五ヶ山ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
那珂県土整備建築班（山神・牛頸・北谷ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
苅田港務県土整備建築班	五	五	所属職員の 三分の一	全員
流域下水道県土整備建築班	二	四	所属職員の 三分の一	全員

注

- 一 教育部及び公安部配備要員数については、部長が別に定める。

- 二 配備要員定数には、班長を含まない。
- 三 所属職員の三分の一の算定は端数を切り上げる。
- 四 小計及び合計には、緊急初動班を含まない。
- 五 上記定数とは別に、長期化した際の体制を必要とする場合がある。

別表第六（第十四条関係）

部名	班名	連絡員
総合指令部	広報班	県民情報広報課長
総務部	行政経営企画班	行政経営企画課長
	人事班	人事課長
	財政班	財政課長
企画・地域振興部	総合政策班	総合政策課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進班	社会活動推進課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班	保健医療介護総務課長
福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課長
環境部	環境政策班	環境政策課長
商工部	商工政策班	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務企画班	総務企画課長
公安部	警備班	危機管理対策室長

別表第七（第二十二條関係）

班名	班長名
総括班	防災企画課長
広報班	県民情報広報課長
福祉総務班	福祉総務課長
農林水産政策班	農林水産政策課長

道路班	道路維持課長
河川班	河川管理課長
砂防班	砂防課長

別表第八（第二十二條関係）

班名	配備要員定数（人）
総括班	一〇
広報班	一
福祉総務班	二
農林水産政策班	二
道路班	一
河川班	一
砂防班	一
計	一八

注

- 一 配備要員定数には、班長を含まない。
- 二 水防本部が設置された場合には、道路班、河川班及び砂防班の配備要員は水防本部との兼務職員として配備する。

別表第九（第二十二條関係）

【警戒本部分掌事務】

班名	分掌事務
総括班	<ol style="list-style-type: none"> 一 警戒本部の会議に関する事。 二 各部及び警戒地方本部との連絡調整に関する事。 三 警戒本部の庶務に関する事。 四 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関する事。 五 災害対策基本法に基づく諸対策に関する事。 六 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事。 七 災害救助活動及び水防活動の実施推進調整に関する事。 八 警戒本部及び警戒地方本部の設置又は廃止に関する事。 九 災害時における通信の確保に関する事。 一〇 気象・水象情報の収集、伝達に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 一一 被害情報の収集及び連絡に関する事。 一二 市町村、消防機関の動員等についての指示に関する事。 一三 県防災行政無線の運用管理に関する事。 一四 災害用諸物資の輸送に関する事。 一五 他部に属さない事。
広報班	一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関する事。
福祉総務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 三 災害救助法の適用に関する事。 四 災害救助の市町村指導に関する事。 五 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 六 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。 八 その他災害救助法に関する事。 九 公用令書の発行に関する事。
農林水産班	一 部内の連絡調整に関する事。
道路班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 二 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関する事。
河川班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 二 河川の被害調査及び災害応急復旧措置に関する事。
砂防班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関する事。

別表第十（第二十三条関係）

班名	配備要員定数（人）
総括班	六名（ただし、情報連絡員を置かない場合は、二名）

注

- 一 配備要員定数は、班長を含まない。

別表第十一（第二十三条関係）

（警戒地方本部分掌事務）

名称	分掌事務
警戒地方本部 総括班	<p>一 警戒本部総括班が行う被害情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の警戒本部総括班への報告に関する事。</p> <p>二 警戒本部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関する事。</p> <p>三 警戒本部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の警戒本部総括班への報告に関する事。</p> <p>四 その他警戒本部長が指示した事項に関する事。</p>

様式第3号（第14条関係）

配 備 要 員 従 事 記 録

年 月 日

〇〇部（ または〇〇地方本部）

〇〇班長 氏 名

氏 名	職務 の 等級	号給	月 日	勤 務 時 間	100分の125 (100分の135)			100分の150			計	備 考
					時 間	単 価	金 額	時 間	単 価	金 額		
						円	円		円	円		
計												

- (注) 1. 「勤務時間」の項は、正規の勤務時間外に勤務した時間を記入すること。
 なお、休憩等のため勤務を中断した場合における中断後の勤務時間は、欄を改めて記入すること。
 2. 時間外勤務手当を請求する場合の提出部数は、2部とする。

6 7 福岡県災害対策本部運営要綱

(昭和39年3月23日決裁)

改正 昭和45年7月10日

昭和53年4月21日

平成 6年4月 1日

平成10年10月1日

平成17年 4月 1日

令和 4年 3月31日

令和 5年 3月31日

1 趣 旨

この要綱は、福岡県災害対策本部条例（昭和37年福岡県条例第61号）及び福岡県災害対策本部規程（昭和39年4月福岡県災害対策本部規程第1号。以下「本部規程」という。）に基づく福岡県災害対策本部（以下「本部」という。）及び福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）並びに福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）の事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 本部及び警戒本部設置の基準

災害や事故等の状況を踏まえた本部及び警戒本部設置の基準は別表1のとおりとする。

3 雨量観測局

本部規程第12条の3第1項第1号に定める山間部に設置された雨量観測局は、別表1のとおりとする。

4 連絡の経路及び方法

- (1) 本部の設置及び廃止については、別表3のとおり、総合指令部総括班（以下「本部総括班」という。）長から各連絡員を通じて連絡する。
- (2) 地方本部の設置及び廃止については、本部総括班長から地方本部長へ電話その他の通信手段を利用して通知する。
- (3) 出先機関各班の設置及び廃止については、関係する本部の部長から班長へ電話その他の通信手段を利用して通知する。
- (4) 本部規程第12条の3第1項第3号及び第4号の規定により本部、地方本部、出先機関各班及び緊急初動班が設置された場合には、配備要員は自主参集するものとし、勤務時間外の場合には、併せて各班の班長から電話その他の通信手段を利用して通知するものとする。

5 本部会義

- (1) 会議の招集については、本部総括班長から連絡員を通じて本部員へ連絡する。
- (2) 本部員が事故その他の事由により、会議の招集に応じられないときは、代理者を出席させなければならない。
- (3) 本部長は、本部会義の議長となる。
- (4) 会議の日時、場所、出席者及び会議の概要は、文書により記録する。

6 部の設置場所

- (1) 総合指令部の設置場所は、災害の規模等に応じて財産活用班長が本部総括班長と協議して定める。
- (2) その他の部の位置は、各部、会計管理局、企業局、教育庁及び県警察本部とする。
- (3) 本部を設置したときは、財産活用班において次の事項について、速やかに整備するものとする。
 - ア 総合指令部に必要な備品
 - イ 本部の電話機取付整備
 - ウ その他本部設置に必要と認めるもの

7 連絡員の任務

本部総括班に派遣された各部の連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 本部情報の担当部への通報及び部長への報告
- (2) 担当部の応急対策実施状況の本部への報告
- (3) 担当部の問題事項の措置及び担当部内への連絡・調整
- (4) 災害情報センター開設時における担当部の相談事項の調整

8 配備要員の勤務体制

- (1) 本部各班及び出先機関各班は、原則として交替による24時間勤務体制をとるものとする。
- (2) 各部長は、配備の規模によらず、災害の状況に応じて必要な班の配備を指示することができる。

9 緊急初動班

本部又は警戒本部に置く緊急初動班の要員は、原則として本部の第1配備から第3配備の配備要員以外の者で、県庁近隣に居住する職員の中からあらかじめ指定しておくものとする。

10 災害情報センター

- (1) 災害情報センターは、おおむね本部の第3配備以上の体制の場合、又は本部長が県民等に対して災害に関する情報の提供等が必要と認めるときに本部総括班の設置場所に近接した場所に設置するものとする。
- (2) 災害情報センターの要員は、原則として本部の各部から1名ずつ動員して配備する。
- (3) 災害情報センターにおいて相談を受けた担当者は、災害情報センター相談事項処理票（様式第1号）により処理するものとし、災害情報センターにおいて処理できない事項については、担当の班に回送し、担当班において処理するものとする。
- (4) 災害情報センターは、その業務の必要性がなくなると本部長が認めたときに廃止する。

11 腕章及び自動車標識

(1) 腕章

- ア 災害対策に従事する本部要員及び地方本部要員は別表4に定める腕章を着用しなければならない。
- イ 腕章は、他人に貸与することができない。
- ウ 腕章をき損又は亡失したときは、速やかに所属班長に届け出なければならない。

(2) 自動車標識

本部及び地方本部において使用する車両には別表5に定める自動車標識（以下「標識」という。）を掲示するものとする。

(3) 腕章及び標識の管理

- ア 本部における腕章及び標識の管理は、本部総括班長（本部が設置されていないときには消防防災課長）が行い、各部主管班長は本部設置と同時に本部総括班長からこれを受領し、本部廃止と同時にこれを返納するものとする。
- イ 地方本部における腕章及び標識の管理は、各班長（地方本部長が設置されていないときには関係出先機関の長）が行い、使用に当たっては、その出納を明らかにして置かなければならない。

12 警戒本部及び警戒地方本部の設置並びに廃止

- (1) 4の(1)及び(2)並びに7の(1)の規定は、警戒本部及び警戒地方本部について準用する。この場合において、「本部」とあるのは「警戒本部」と、「地方本部」とあるのは「警戒地方本部」と読み替えるものとする。
- (2) 本部規程第21条の規定により警戒本部、警戒地方本部及び緊急初動班が設置された場合には、配備要員は自主参集するものとし、勤務時間外の場合には、併せて各班の班長から電話その他の通信手段を利用して通知するものとする。

附 則

- この要綱は、昭和45年 7月10日から施行する。
この要綱は、昭和53年 4月21日から施行する。
この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成10年10月 1日から施行する。
この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表1

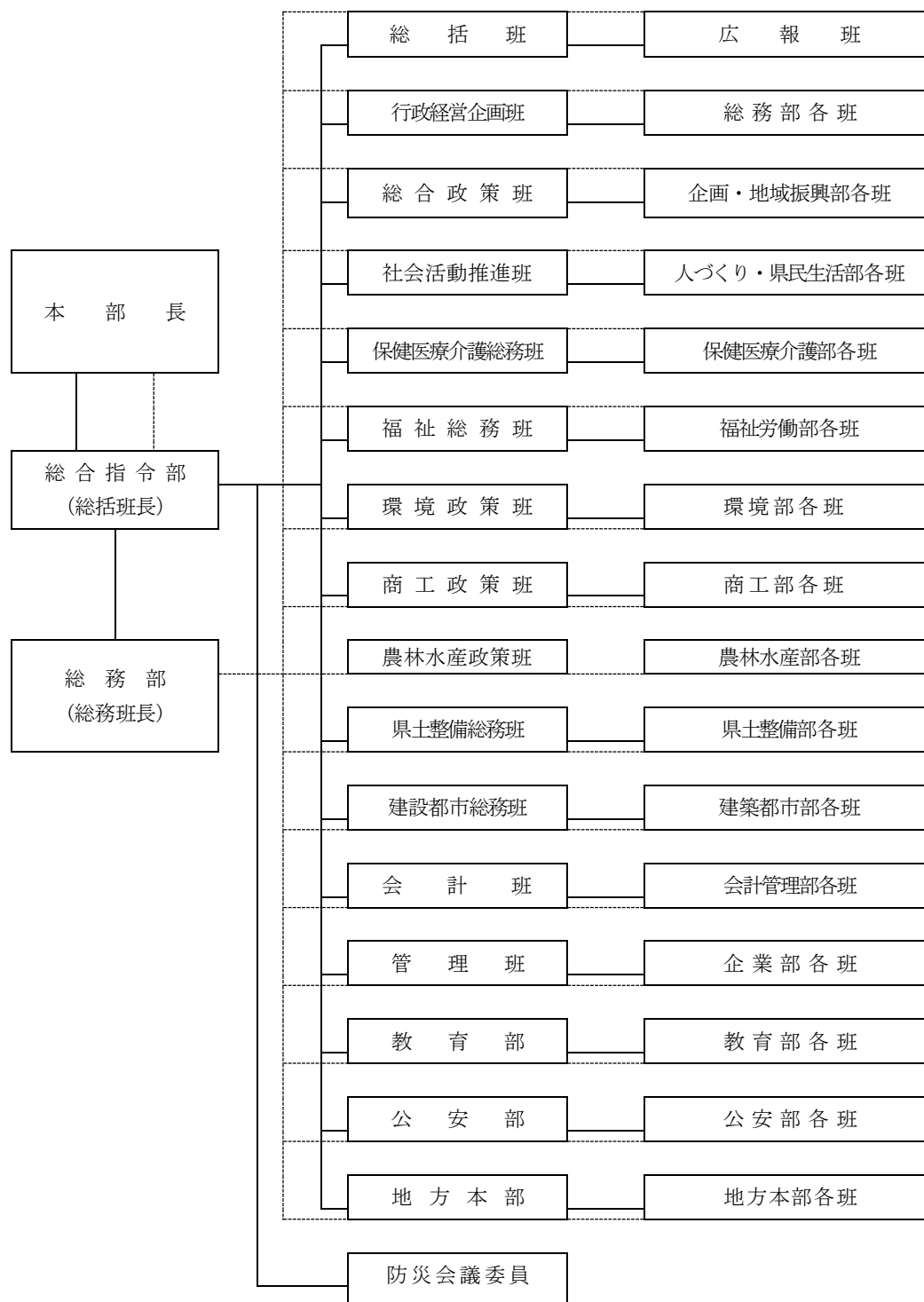
	災害警戒本部	災害対策本部			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
風水害 台風	<p>○暴風、高潮等の警報が発表され、被害が発生し、または被害の発生が予想される時</p> <p>○大雨警報又は洪水警報が発表されたとき</p> <p>○台風に伴う暴風警報（海上又は陸上）及び大雨注意報が発表され、被害の発生が予想される時</p> <p>○台風に伴う暴風警報が発表され、陸上で25m/s以上の暴風雨が見込まれる時</p>	<p>○大雨、洪水、暴風、高潮等により相当程度の人的被害、家屋被害等の発生が予想される時</p> <p>○大雨警報又は洪水警報が発表され、直近24時間雨量が250mmを超え、かつ、直近1時間雨量が70mmを超えたとき（ただし、山間部の雨量観測点は除く）</p>	<p>○大雨、洪水、暴風、高潮等により相当程度の人的被害、家屋被害等が発生した際の初動対応時</p> <p>○大雨特別警報が発表されているとき （令和元年8月27日からの大 雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月11日か らの大雨 等）</p>	<p>○大雨、洪水、暴風、高潮等により局地的に甚大な人的被害、家屋被害等が発生した際の初動対応時 （平成29年九州北部豪雨 等）</p>	<p>○大雨、洪水、暴風、高潮等により県内全域で激甚な人的被害、家屋被害等が発生した際の初動対応時</p>
地震 津波	<p>○県内震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>○津波注意報・津波警報が発表されたとき</p>	-	<p>○県内震度5強の地震が発生した際の初動対応時</p>	<p>○県内震度6弱の地震が発生した際の初動対応時</p>	<p>○県内震度6強以上の地震が発生した際の初動対応時</p> <p>○大津波警報が発表された際の初動対応時</p>
事故等	<p>○船舶等による油流出事故、海難事故、航空災害、石油コンビナート災害、鉄道災害、大規模火災、林野火災等の発生により、相当の被害が予想される時（「事故対策本部」として対処）</p>	<p>○事故災害の状況から大規模な被害が予想され、又は被害が相当に拡大すると想定され、知事が特に必要と認めるとき</p>			

※ 第1配備～第3配備は目安であり、福岡県災害対策本部規程第十三条第3項に基づき、本部長は、配備の規模によらず、災害の状況に応じて本部、地方本部、出先機関各班のうち必要な班の配備を指示することができる。（本要綱8の（2）に基づき、各部長も同様に、指示できる）

別表2

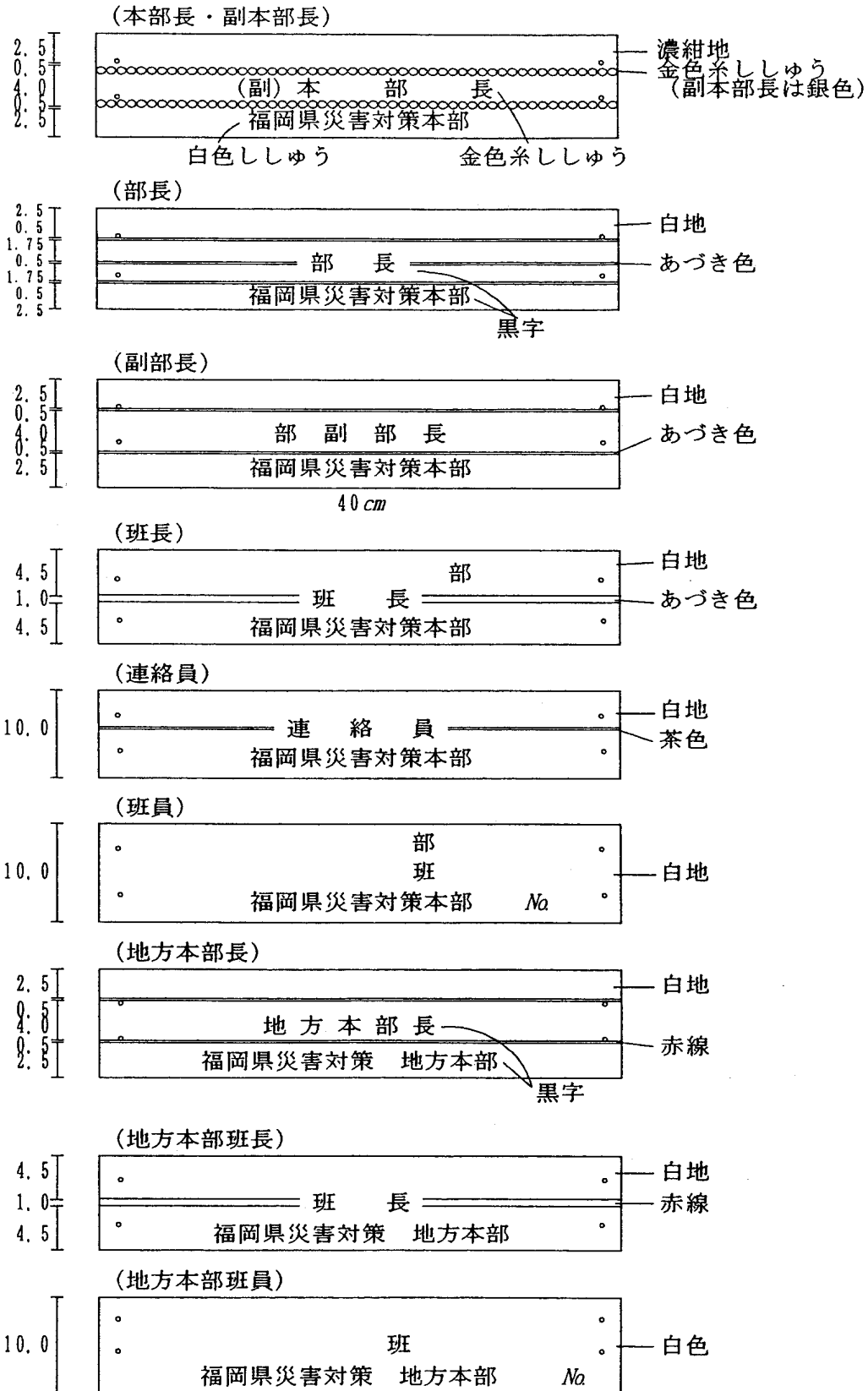
観測局名	所在市町村	設置者
鷹取山中継局	八女市	県
清水山中継局	みやま市	県
三郡山中継局	飯塚市	県
九千部中継局	那珂川市	県
大坂山中継局	田川郡香春町	県
権現山中継局	北九州市八幡東区	県
湯川山中継局	宗像市	県
篠栗米の山	糟屋郡篠栗町	県
地徳南	八女市	県
発心北	八女市	県
白金山	久留米市	県
耳納峠	八女市	県
宿の谷	八女市	県
葛籠	うきは市	県
荒川峠	糸島市	県
白石山	朝倉市	県
池の山	八女市	県
鹿伏	八女市	県
土取	八女市	県
グリーンピア	八女市	県
文字岳	八女市	県
柳峠	八女市	県
貫山	北九州市小倉南区	県
菅生の滝	北九州市小倉南区	県
杉山橋	京都郡みやこ町	県
上久保	糸島市	県
日向神ダム	八女市	県
御側	八女市	県
柴庵	八女市	県
宮の尾	八女市	県
津野	田川郡添田町	県
南畑ダム	那珂川市	県
背振ダム	福岡市早良区	県
小川内	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	県
北谷ダム	太宰府市	県
篠栗	糟屋郡篠栗町	気象庁
耳納山	久留米市	気象庁
英彦山	田川郡添田町	気象庁
九千部山	那珂川市	気象庁

別表3

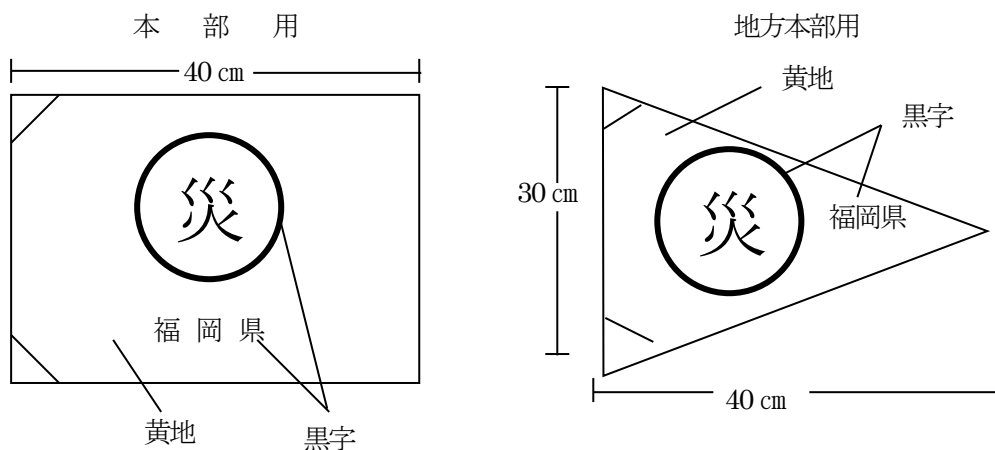


—— 本部設置・廃止
 - - - 職員の動員

別表4 腕章



別表5
自動車標識



様式第1号

総括班長	班 員		受付日時	月	日	時	分
			担当者				
災 害 情 報 セ ン タ ー 相 談 事 項 処 理 票							
発信者 (来庁者)	住 所						
	氏 名			年齢	歳	男 ・ 女	
	電 話 - -						
相 談 事 項 の 内 容	1. 被害状況について 2. その他の事項について (概要を記載のこと)						
処 理 (回 答) 事 項							
処理結果	1. 各班へ回送 2. 処理済 3. 未処理 (班へ) (本部への結果報告の要否 要 ・ 否)						

68 福岡県防災会議条例

昭和37年10月25日
福岡県条例第60号
改正平成24年12月28日
福岡県条例第73号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

- 第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の数は、それぞれ12人以内、4人以内、21人以内、5人以内とする。
- 2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第3条 会長は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

- 第4条 防災会議に、幹事60人以内を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議 事 等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

69 福岡県防災会議運営規程

制定 昭和38年1月30日
改正 平成6年4月1日
改正 平成24年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡県防災会議条例（昭和37年福岡県条例第60号）第6条の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を附記しなければならない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会 議)

第3条 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 会長は、防災会議の議長となり議事を整理する。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会における準用)

第4条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「防災会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事会議)

第5条 幹事は、その職務を行なうため、事務の内容に応じ、当該事務に係る機関から選出された幹事で、幹事会議を開くことができる。

(専決処分)

第6条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 福岡県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置について、知事に意見の具申をすること。
- (7) 市町村地域防災計画の修正について、知事に意見の具申をすること。
- (8) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (9) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会 議 録)

第7条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(庶 務)

第8条 防災会議の庶務は、総務部防災危機管理局防災企画課において処理する。

(委 任)

第9条 この規程の定めのあるものを除くほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年2月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

70 福岡県防災会議部会運営要領

(総 則)

第1条 福岡県防災会議条例第5条の規定に基づき福岡県防災会議に公共土木、施設対策部会、ライフライン対策部会、交通輸送対策部会及び救助、救急医療対策部会を設置し、その運営については、福岡県防災会議条例及び福岡県防災会議運営規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(部会の所掌事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 公共土木、施設対策部会
河川、砂防、治山、農地、海岸、学校、福祉施設等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項
- (2) ライフライン対策部会
電気、電信、ガス、給水、食糧等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項
- (3) 交通輸送対策部会
鉄道、バス、航空、船舶、物資輸送等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項
- (4) 救助、救急医療対策部会
救助、防疫、応急医療、火災、危険物、食糧物資、備蓄等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項

(組 織)

第3条 部会の組織は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(防災会議への報告)

第4条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 部会長は、会議の概要、出席部会委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、総務部防災危機管理局防災企画課において処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

福岡県防災会議部会担当機関組織表

県防災会議に4部会を設置し、各部会の担当を次の防災会議委員をもって充てる。

部 会 名	部 会 長	部会の構成委員数			構 成 機 関	
		防災機関	県の機関	計	防 災 関 係 機 関	県 の 機 関
公共土木・施設対策部会	九州農政局長	15	8	23	九州農政局長、九州森林管理局長、九州経済産業局総務企画部長、九州産業保安監督部長、九州地方整備局長、九州総合通信局無線通信部長、福岡県教育長、県警察本部長、県消防長会会長、N T T 西日本福岡支店長、西日本高速道路㈱九州支社長、九州電力㈱社長、西部瓦斯㈱社長、西日本鉄道㈱社長、九州旅客鉄道㈱取締役地域本社長	総務部長、企画・地域振興部長、保健医療介護部長、環境部長、農政水産部長、県土整備部長、建築都市部長
ライフライン対策本部	九州電力株式会社社長	7	5	12	九州農政局長、九州経済産業局総務企画部長、九州総合通信局無線通信部長、N T T 西日本福岡支店長、NHK福岡放送局長、九州電力㈱社長、西部瓦斯㈱社長	総務部長、環境部長、商工部長、農政水産部長、建築都市部長
交通輸送対策部会	福岡県警察本部長	10	4	14	九州管区警察局長、九州地方整備局長、九州運輸局長、大阪航空局福岡空港事務所空港長、第七管区海上保安本部長、県警察本部長、西日本高速道路㈱九州支社長、日本通運㈱福岡支店長、西日本鉄道㈱社長、九州旅客鉄道㈱取締役地域本社長	総務部長、企画・地域振興部長、保健医療介護部長、県土整備部長
救助、救急医療対策部会	九州厚生局長	30	10	41	九州管区警察局長、福岡財務支局長、九州厚生局長、九州農政局長、九州森林管理局長、九州経済産業局総務企画部長、九州運輸局長、大阪航空局福岡空港事務所空港長、第七管区海上保安本部長、福岡管区気象台長、福岡中央郵便局長、福岡労働局長、陸上自衛隊第四師団長、福岡県教育長、県警察本部長、県市長会会長、県町村会会長、県消防長会会長、県消防協会会長、N T T 西日本福岡支店長、日本銀行福岡支店長、日本赤十字社福岡県支部事務局長、NHK福岡放送局長、九州電力㈱社長、西部瓦斯㈱社長、西日本鉄道㈱社長、福岡県水難救済会長、㈱西日本新聞社長、福岡県医師会会長、九州旅客鉄道㈱取締役地域本社長	総務部長、企画・地域振興部長、保健医療介護部長、環境部長、福祉労働部長、商工部長、農林水産部長、県土整備部長、建築都市部長
		62	27	90		

7 1 福岡県防災会議地震対策部会運営要領

(部会設置の目的)

第1条 地震災害対策の推進を図るため、福岡県防災会議条例（昭和37年福岡県条例第60号）第5条第1項の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）に地震対策部会（以下「部会」という。）を設置し、その運営については、福岡県防災会議条例（以下「条例」という。）及び福岡県防災会議運営規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(部会の所掌事務)

第2条 部会は、次の事項を調査検討する。

- (1) 福岡県における地震対策のあり方に関する事項
- (2) その他会長から附議された事項

(部会の組織)

第3条 部会は、条例第5条第2項により会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

(防災会議への報告)

第4条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 部会長は、会議の概要、出席部会委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務部防災危機管理局防災企画課において処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

福岡県防災会議地震対策部会委員

委員名
九州農政局長
第七管区海上保安本部長
福岡管区気象台長
九州地方整備局長
陸上自衛隊第4師団長
西日本電信電話株式会社福岡支店長
日本赤十字社福岡県支部事務局長
西日本高速道路株式会社九州支社長
日本通運株式会社福岡支店長
九州電力株式会社代表取締役社長
九州旅客鉄道株式会社取締役総務部長
西部瓦斯株式会社代表取締役社長
福岡県医師会会長
福岡県総務部長
福岡県保健医療介護部長
福岡県環境部長
福岡県県土整備部長
福岡県建築都市部長
福岡県教育委員会教育長
福岡県警察本部長
福岡県市長会会長
福岡県町村会会長
福岡県消防長会会長
財団法人福岡県消防協会会長

72 福岡県防災会議委員名簿

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
九州管区警察局	局 長	福岡市博多区東公園7-7 Tel 092-622-5000	812-8573
福岡財務支局	支 局 長	” ” 博多駅東2-11-1	812-0013
九州厚生局	局 長	” ” 博多駅前3-2-8 Tel 092-707-1115	812-0011
九州農政局	局 長	熊本市西区春日2-10-1 Tel 096-211-8562	860-8527
九州森林管理局	局 長	” 西区京町本丁2-7 Tel 096-328-3642	860-0081
九州経済産業局	総務企画部長	福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel 092-482-5405	812-0013
九州産業 保安監督部	部 長	” ” ” Tel 092-482-5927	812-0013
九州運輸局	局 長	” ” ” Tel 092-472-2312	812-0013
大阪航空局 福岡空港事務所	空 港 長	” ” 雀居2025-3 Tel 092-260-5900	812-0891
第七管区海上 保安本部	本 部 長	北九州市門司区西海岸1-3-10 Tel 093-321-2931	801-0841
福岡管区气象台	台 長	福岡市中央区大濠1-2-36 Tel 092-725-3603	810-0052
九州総合通信局	局 長	熊本市西区春日2-10-1 Tel 096-326-7334	860-8795
福岡労働局	局 長	福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel 092-411-4861	812-0013
九州地方整備局	局 長	” ” ” 2-10-7 Tel 092-476-3544	812-0013
九州防衛局	局 長	” ” ” ” Tel 092-483-8816	812-0013
国土地理院 九州地方測量部	部 長	” ” ” 2-11-1 Tel 092-411-7881	812-0013
九州地方環境事務所	所 長	熊本県熊本市西区春日2-10-1 Tel 096-322-2400	860-0047
陸上自衛隊 第4師団	師 団 長	春日市大和町5-12 Tel 092-591-1020	816-8666
福岡県教育庁	教 育 長	福岡市博多区東公園7-7 Tel 092-643-3858	812-8577
福岡県警察本部	本 部 長	” ” ” Tel 092-641-4141	812-8577
福 岡 県	副 知 事	” ” ” Tel 092-643-3003	812-8577
”	総務部 県民情報広報課広報監	” ” ” Tel 092-643-3020	812-8577
”	企画・地域振興部 総合政策課副課長	” ” ” Tel 092-643-3175	812-8577
”	人づくり・県民生活部長	” ” ” Tel 092-643-3391	812-8577

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
福 岡 県	保健医療介護部 保健医療介護総務課長	福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3272	812-8577
〃	福祉労働部次長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3244	812-8577
〃	環境部 環境政策課副課長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3371	812-8577
〃	商 工 部 商工政策課副課長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3410	812-8577
〃	農林水産部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3460	812-8577
〃	県土整備部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3631	812-8577
〃	建築都市部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3700	812-8577
福岡県市長会	会 長	福岡市博多区千代4-1-27 TEL 092-983-7788	812-0044
福岡県町村会	会 長	〃 〃 〃 TEL 092-651-1121	812-0044
一般財団法人 福岡県消防協会	会 長	〃 〃 中洲中島町3-10 TEL 092-271-1275	810-0802
福岡県消防長会	会 長	〃 中央区舞鶴3丁目9-7 TEL 092-725-6341	810-8521
西日本電信電話 株式会社九州支店	執行役員九州支店長	〃 博多区博多駅東2-3-1 TEL 092-476-6122	812-0013
日本銀行福岡支店	支 店 長	〃 中央区天神4-2-1 TEL 092-725-5505	810-0001
日本赤十字 九州国際看護大学	学 部 長	〃 南区大楠3-1-1 TEL 092-523-1171	812-8503
日本放送協会 福岡拠点放送局	コンテンツセンター長	〃 中央区六本松1丁目1-10 TEL 092-724-2803	810-8577
西日本高速道路 株式会社九州支社	支 社 長	〃 博多区博多駅東3-13-15 TEL 092-260-6123	812-0013
日本通運株式会社 福 岡 支 店	部 長	〃 〃 下呉服町1-1 TEL 092-291-7113	812-0034
九州電力株式会社	代表取締役社長執行役員	〃 中央区渡辺通2-1-82 TEL 092-726-2677	810-8720
西部ガス株式会社	代表取締役社長	〃 博多区千代1-17-1 TEL 092-633-2371	812-8707
西日本鉄道 株 式 会 社	代表取締役社長執行役員	〃 〃 博多駅前3-5-7 TEL 092-734-1552	812-8570
公益社団法人 福岡県水難救済会	会 長	〃 〃 東公園7-7 TEL 092-631-1416	812-8577
株 式 会 社 西日本新聞社	取締役	〃 中央区天神1-4-1 TEL 092-711-5111	810-8721
公益社団法人 福岡県医師会	会 長	〃 博多区博多駅南2-9-30 TEL 092-431-4564	812-0016
九州旅客鉄道 株 式 会 社	常務執行役員総務部長	〃 〃 博多駅前3-25-21 TEL 092-474-2501	812-0011

所 属	職 名	所 属 機 関 所 在 地	〒
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局	局 長	福岡市中央区天神 4-3-1 TEL092-713-2410	810-8799
株式会社ドコモCS九州	担 当 部 長	" " 舞鶴 2-3-1 TEL092-737-5362	810-0073
公益社団法人 福岡県トラック協会	会 長	" 博多区博多駅東 1-18-8 TEL092-451-7845	812-0013
一般社団法人 福岡県歯科医師会	会 長	" 中央区大名 1-12-43 TEL092-771-3531	810-0041
公益社団法人 福岡県看護協会	会 長	" 東区馬出 4-10-1 TEL092-631-1141	812-0054
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	常 務 理 事	春日市原町 3-1-7 TEL092-584-3377	816-0801
公益社団法人 福岡県薬剤師会	常 務 理 事	福岡市博多区住吉 2-20-15 TEL092-271-3791	812-0018
福岡県地域婦人会 連絡協議会	会 長	" " 吉塚本町 13-50 TEL092-643-1440	812-0046
公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会	副 会 長	春日市原町 3-1-7 TEL092-582-9860	816-0804
公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会	常 務 理 事	" " " TEL092-584-6067	816-0804
那珂川市王塚台区 自主防災会	会 長	—	—
特定非営利活動法人 NPOふくおか	顧 問	福岡市中央区天神 2-3-10-719	810-0001

7 3 福岡県防災会議幹事名簿

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
九州管区警察局	災害対策官	福岡市博多区東公園7-7 Tel092-622-5000 FAX092-641-8314	812-8573
福岡財務支局	財務主幹	" " 博多駅東2-11-1 Tel092-411-7604 FAX092-477-2255	812-0013
九州厚生局	健康福祉部長	" " 博多駅前3-2-8 Tel092-707-1115 FAX092-707-1116	812-0011
九州農政局福岡県拠点	地方参事官	福岡市博多区住吉3-17-21 Tel092-281-8291 FAX092-281-3202	812-0018
九州森林管理局	福岡森林管理署長	熊本市西区京町本丁2-7 Tel096-328-3642 FAX096-328-3643	860-0081
九州経済産業局	総務企画部参事官	" 博多区博多駅東2-11-1 Tel092-482-5405 FAX092-482-5960	812-0013
九州産業保安監督部	管理課長	" " " Tel092-482-5927 FAX092-471-7496	812-0013
九州運輸局	安全防災・危機管理課長	" " " Tel092-472-2312 FAX092-471-7192	812-0013
大阪航空局 福岡空港事務所	総務課長	" 博多区上臼井字屋敷295 Tel092-621-2221 FAX092-621-3063	812-0005
第七管区海上保安本部	警備救難部長	北九州市門司区西海岸1-3-10 Tel093-321-2931 FAX093-321-8611	801-0841
福岡管区气象台	地域防災推進課長	福岡市中央区大濠1-2-36 Tel092-725-3603 FAX092-714-7681	810-0052
九州総合通信局	総括調整官併任 防災対策推進室長	熊本市西区春日2-10-1 Tel096-326-7334 FAX096-326-4377	860-8795
福岡労働局	総務課長	福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel092-411-4861 FAX092-473-0736	812-0013
九州地方整備局	防災室長	" " " 2-10-7 Tel092-476-3544 FAX092-476-3467	812-0013
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	所長	" 中央区大手門2-5-33 Tel092-752-8600 FAX092-726-2860	810-0074
九州防衛局	地方調整課長	" 博多区博多駅東2-10-7 Tel092-483-8816 FAX092-476-1927	812-0013
国土地理院 九州地方測量部	防災情報管理官	" " " 2-11-1 Tel092-411-7881 FAX092-411-7882	812-0013
九州地方環境事務所	総務課長	熊本県熊本市西区春日2-10-1 Tel096-322-2400 FAX096-322-2445	860-0047
陸上自衛隊 第4師団	第3部長	春日市大和町5-12 Tel092-591-1020	816-8666
福岡県教育庁	総務企画課長	福岡市博多区東公園7-7 Tel092-643-3858	812-8577
福岡県警察本部	警備課長	" " " Tel092-641-4141	812-8577
"	交通規制課長	" " " Tel092-641-4141	812-8577
福岡県	人事課長	" " " Tel092-643-3036	812-8577
"	財政課長	" " " Tel092-643-3053	812-8577
"	防災危機管理局長	" " " Tel092-643-3112	812-8577
"	総合政策課副課長	" " " Tel092-643-3156	812-8577
"	社会活動推進課副課長	" " " Tel092-643-3379	812-8577

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
福岡県	保健医療介護総務課副課長	福岡市博多区東公園7-7 Tel092-643-3237	812-8577
〃	福祉総務課副課長	〃 〃 〃 Tel092-643-3244	812-8577
〃	環境政策課副課長	〃 〃 〃 Tel092-643-3354	812-8577
〃	商工政策課副課長	〃 〃 〃 Tel092-643-3413	812-8577
〃	農林水産政策課副課長	〃 〃 〃 Tel092-643-3468	812-8577
〃	県土整備総務課副課長	〃 〃 〃 Tel092-643-3636	812-8577
〃	建築都市総務課副課長	〃 〃 〃 Tel092-651-1111	812-8577
福岡県市長会	事務局 長	〃 博多区千代4-1-27 Tel092-983-7788 FAX092-983-7789	812-0044
福岡県町村会	事務局 長	〃 〃 〃 Tel092-651-1121 FAX092-651-4287	812-0044
一般財団法人 福岡県消防協会	事務局 長	〃 〃 中洲中島町3-10 Tel092-271-1275 FAX092-271-1277	810-0802
福岡県消防長会	事務局 長	〃 中央区舞鶴3丁目9-7 Tel092-725-6341 FAX092-791-2535	810-8521
九州旅客鉄道株式会社	室 長	〃 博多区博多駅前3-25-21 Tel092-474-2501 FAX092-474-9745	812-0011
西日本電信電話株式会社 九州支店	設備部 災害 対策室 長	〃 〃 博多駅東2-3-1 Tel092-476-6122 FAX092-452-0047	812-0013
日本銀行福岡支店	文書課 長	〃 中央区天神4-2-1 Tel092-725-5505 FAX092-732-1170	810-0001
日本赤十字社福岡県支部	事業課 長	〃 南区大楠3-1-1 Tel092-523-1171 FAX092-521-2552	812-8503
日本放送協会 福岡拠点放送局	コンテンツセンター専任部長	〃 中央区六本松1-1-10 Tel092-724-2803 FAX092-724-2805	810-8577
西日本高速道路株式会社 九州支社	保全サービス統括課長	〃 博多区博多駅東3-13-15 Tel092-260-6123 FAX092-260-6143	812-0013
日本通運株式会社 福岡支店	次長(総務・労働)	〃 〃 下呉服町1-1 Tel092-291-7113 FAX092-272-2773	812-0034
九州電力株式会社	地域共生本部防災・ リスク対策グループ長	〃 中央区渡辺通2-1-82 Tel092-726-2677 FAX092-711-0357	810-8720
西日本鉄道株式会社	総務課 長	〃 博多区博多駅前3-5-7 Tel092-734-1552 FAX092-722-1405	812-8570
西部ガス株式会社	総務人事部総務グループ マネージャー	〃 〃 千代1-17-1 Tel092-633-2371 FAX092-633-2277	812-8707
公益社団法人 福岡県水難救済会	副 会 長	〃 〃 東公園7-7 Tel092-631-1416	812-8577
株式会社西日本新聞社	報道センター部長	〃 中央区天神1-4-1 Tel092-711-5111 FAX092-711-5423	810-8721
公益社団法人 福岡県医師会	副 会 長	〃 博多区博多駅南2-9-30 Tel092-431-4564 FAX092-411-6858	812-8551
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局	総務部 長	〃 中央区天神4-3-1 Tel092-713-2410 FAX092-713-2478	810-8799